

日本材料学会衝撃部門委員会規程

(名 称)

第1条 本委員会は、公益社団法人日本材料学会衝撃部門委員会という。英語表記では、JSMS Committee on IMPACT と称する。

(目的及び事業内容)

第2条 本委員会は、材料の衝撃に関する研究・調査を通じて、材料科学の発展及び技術の向上に寄与することを目的とする。

第3条 本委員会は、次の事業を行う。

1. 材料の衝撃に関する研究・調査・情報交換・資料の収集・配布
2. 材料の衝撃に関する公開の研究講演会・討論会・シンポジウム等の開催

第4条 本委員会は、小委員会・分科会・ワーキンググループを置くことができる。

(委員長・幹事、選出方法、任務と任期)

第5条 本委員会に委員長1名、運営にあたる委員として次の委員を置く。

1. 庶務幹事1名
2. 幹事

第6条 委員長は幹事会において選出する。

第7条 委員長は本委員会を統轄し、幹事会を召集し、その議長を務める。幹事は本委員会会員より選出し、本委員会の運営に努める。

第8条 委員長・運営にあたる委員の任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議と開催頻度)

第9条 本委員会の運営に関する重要事項は、幹事会で審議し、委員会の承認を得る。委員会は年1回以上開催する。

(入会の方法)

第10条 本委員会に参加しようとするものは、日本材料学会会員であって、幹事会の承認を得ることを必要とする。

(会 計)

第11条 本委員会の経費は、原則として本部からの繰入金および運営費をもってあてる。

(本規程の改正)

第12条 本規程の改正には、幹事会の承認をえて理事会に提出のうえ承認を得なければならない。

- 附 則
1. 本委員会は1981年2月に設置された。
 2. 本規程は1999年1月1日より施行する。
 3. 2012年2月24日改正